

一人暮らし高齢者の安心・安全を守ります 住宅用火災警報器を給付

近年、国内の住宅火災による年齢別死者数は、65歳以上の高齢者の占める割合が約7割と高い水準で推移している状況です。その一方で、本市が火災警報装置の設置を義務化して12年が経過しています。長期間の設置は、経年劣化等により正しく動作しない可能性が高まるため、一人暮らしの高齢者に住宅用火災警報器を給付することで火災の早期発見につなげ、安全・安心を守ります。



火災発生時の逃げ遅れを防ぐ

1 申請期間

8月1日(火)～9月29日(金)

2 給付要件（次の要件すべてを満たした方）

- (1) 75歳以上の一人暮らしの方
- (2) 住民税が非課税で、要支援または要介護の認定を受けている方

3 給付方法

今年11月に給付。希望者には、予防課の職員が受給者のお宅に出向いて、取り付けの支援を行います。

4 申請方法

申請書（消防本部2階予防課、市ホームページにあります）を予防課へ郵送または持参。ファクス、メールも可

5 給付世帯数等

40世帯（寝室と台所分として各世帯2個給付）

問い合わせ

予防課予防危険物担当

電話0463（81）5240

ファクス0463（83）8322

[メール f-yobou@city.hadano.kanagawa.jp](mailto:f-yobou@city.hadano.kanagawa.jp)